

消防法施行令別表第一（抜粋）

(1)	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場
	ロ	公会堂、集会場
(2)	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等
	ロ	遊技場、ダンスホール
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等
	ニ	カラオケボックス等
(3)	イ	待合、料理店等
	ロ	飲食店
(4)		百貨店、物品販売業を営む店舗、展示場
(5)	イ	旅館、ホテル、宿泊所等

(6)	イ	病院、診療所、助産所
	ロ	老人短期入所施設等
	ハ	老人デイサービスセンター等
	ニ	幼稚園、特別支援学校
(9)	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場等
(16)	イ	複合用途防火対象物（(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項又は(9)項イの用途を含むもの）
(16の2)		地下街
(16の3)		準地下街



飲食店



宿泊施設



診療所